

成蹊大学図書館メディアルーム利用内規

制 定 昭和58年9月1日
大 学 評 議 会
最新改正 2024年12月2日
図 書 館 委 員 会

(趣旨)

第1条 この内規は、成蹊大学図書館利用規則（以下「利用規則」という。）第11条の規定に基づき、成蹊大学図書館（以下「図書館」という。）内のメディアルームの利用に関し必要な事項を定める。

(利用時間)

第2条 メディアルームの利用時間は、利用規則第5条に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。

(設備の利用)

第3条 メディアルーム内の設備は、原則として、視聴覚資料を閲覧するために用いるものとする。

2 機器の館外貸出しは、行わない。ただし、教育上又は研究上の理由により図書館長が必要と認めたときは、特別に貸出しを許可することができる。

3 前項ただし書の適用を受けようとするときは、所定の願書を提出して、図書館長の許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第4条 メディアルームの利用に当たっては、担当者の指示に従い、必要な機器以外の操作をしてはならない。

2 機器の使用中に故障が生じた場合には、利用者は、速やかに担当者にその旨を知らせなければならない。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、図書館委員会の議を経なければならない。

附 則 (昭和58年9月1日制定)

この規程は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則 (昭和62年2月4日一部改正)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (2006年2月15日一部改正)

この内規は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2010年7月27日一部改正)

この内規は、2010年5月10日から施行する。

附 則 (2010年12月8日一部改正)

この内規は、2010年12月8日から施行する。

附 則 (2019年1月29日一部改正)

この内規は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2019年12月17日一部改正)

この内規は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2023年10月5日一部改正)

この内規は、2024年4月1日から施行する。

附 則 (2024年12月2日一部改正)

この内規は、2025年4月1日から施行する。